

介護予防ケアマネジメントにおける書類の押印について（R3年9月作成）

問 介護予防ケアマネジメントにおける書類について、利用者へお渡しする利用票や介護予防プランに押印は必要か。

（答）必ずしも押印が必要という訳ではない。

ただ、利用者から介護予防プランに同意を得た、利用者に利用票をお渡ししたことが確認できる客観的な記録を残すようにしていただきたい。具体的な方法として、押印、署名、経過記録への記載などが考えられる。

また、重要事項説明書に関しても、利用者へ説明し同意を得たことの客観的な記録については、同じく押印に限らない。

また、メール等を利用して重要事項説明書、介護予防プラン、利用票をお渡しし同意を得た場合も、メール等のやり取りなど、客観的な記録を残すことでも可である。

（R3年9月10日に柏原市指導監査課に確認）

※ メール等の利用については、別添の『厚労省からの通知』の13ページの6雑則も参照ください。